「新型コロナウイルス 緊急学生支援金」へのお願い

学校法人川口学園 理事長 川口拓也

新型コロナウイルス(COVID-19)が猛威を振るい、国の緊急事態宣言の発出等、これまでに経験したことのない非常事態に直面し、本学園が設置する両校の学生たちの就学環境に重大な支障をきたす事態が発生しております。

本学園では、新型コロナウイルスの感染拡大防止を優先しつつ、学生が進級・卒業する上で必要な授業を実施すべく、手探りながら教職員が汗をかき、遠隔授業を活用した教育活動を開始いたしました。

国は困窮する学生・生徒への支援として、日本学生支援機構の高等教育就学支援制度による奨学金、特別定額給付金、さらには学生支援緊急給付金等の各種支援策を打ち出しています。

残念ながら本学園では、潤沢な財務基盤のある大規模大学と同様の学生支援は実施できませんが、少しで も困窮した学生たちを支援すべく、公的支援に加えて本学園独自の支援を行っていくことを理事会で決定いた しました。

今回の支援につきましては、短期大学、専門学校同一ではなく、各校の授業の状況に合わせた支援を実施いたします。また困窮の程度がより高い学生に対し、実態に応じた重点的な支援を行うことを予定しております。その原資として学校法人川口学園 80 周年募金の枠組みを活用し「新型コロナウイルス 緊急学生支援金」として募金をお願いすることとなりました。

出費多端な折に誠に恐縮ではございますが、教職員や卒業生、同窓生をはじめとして、ご支援をいただける 皆さまにもお力添えをお願いする次第です。 何卒この趣旨にご賛同くださいますようお願いいたします。

すべての学生が安心して学生生活を送ることができるよう、教職員一同、今後とも最大限の努力をしてまいります。卒業生、同窓生はもとより、本学園と関係のある多くの皆さまにご理解を賜り、引き続きご協力、ご支援いただけるよう重ねてお願い申し上げます。

(1)募金の名称

学校法人川口学園 80 周年記念募金 ~「新型コロナウイルス緊急学生支援金」~

(2)募金の目的及び使途

新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種学生支援のため。

(3)募金の期日

2021 (令和3)年3月31日まで

※新型コロナウイルスの感染状況により、延長する場合がございます。

(4)募金の金額

①個人 1口 5千円

※上記の金額にかかわりなく、1口未満のご寄付もありがたく拝受いたします。

2)団体

- 1) 埼玉女子短期大学後援会 様
- 2) 埼玉女子短期大学同窓会 様
- 3) 早稲田速記医療福祉専門学校校友会 様
- 4) 関係法人(事業者等) 様

※1口1万円以上、金額は定めておりません。

■お申し込み方法

<個人からのご寄付の場合>

※下記法人本部募金事務局までお電話またはメールにてご連絡ください。お振込用紙と申込書を郵送させていただきます。

なお本学園は、文部科学省から「特定公益増進法人」として認可されています。学校法人などに寄付された場合、個人、法人に関わらず、税制上の優遇措置を受けることができます。

後日、本学園から「領収書」と「特定公益増進法人であることの証明書」(写)をお送りいたします。寄付金振込時の「払込票の控え」は、本学園からの「領収書」がお手元に届くまで、大切に保管してください。

<法人からのご寄付の場合>

※下記法人本部募金事務局までお電話またはメールにてご連絡ください。お振込用紙と申込書を郵送させていただきます。

法人からのご寄付につきましては、日本私立学校振興・共済事業団の「受配者指定寄付金」制度をご利用いただいた場合、全額を損金算入することができます。

手続き完了後、後日お送りする日本私立学校振興・共済事業団発行の「寄付金受領書」をもって税務申告の手続きをしてください。

■領収書、寄付金受領書

本募金については、「学校法人川口学園 80 周年記念募金」としてお取り扱いさせていただきます。

ご寄付に関するお問い合わせ先

【法人本部事務局総務課】

〒171-8543 東京都豊島区高田 3-11-17

TEL 03-3200-6504 FAX 03-3200-8065

E-Mail bokin2020@kawaguchi-g.ac.jp

―寄付金のご応募は任意です―